

公募型競争見積（単契）のお知らせ

下記の案件について、公募型競争見積を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札（見積）実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 8年 2月13日

宇治市長 松村 淳子
（担当課：契 約 課）

記

業務名	脱水汚泥肥料化業務委託		
業務場所	東宇治浄化センター		
契約期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日 365日間		
業務概要及び条件	脱水汚泥の収集運搬並びに肥料化業務一式		
予 定 価 格	¥27,500 / <i>㌧</i> (税込)	最低基準価格	¥19,000 / <i>㌧</i> (税込)
見積参加者に必要な資格・条件			
実施要領に記載のとおり			
見積参加表明書の受付			
提出期限 令和8年2月26日(木) 午後 5時 00分 まで			
提出場所 郵便入札			
添付資料 別紙参加表明書に記載のとおり			
見積予定	予定日 令和8年3月18日(水) 午前 11時 00分 まで 場 所 宇治市役所 3階 契約課		
前 払 金	無	部 分 払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
そ の 他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件にかかる契約の締結は、当該案件の予算成立を条件として行うものとします。 本件は郵便による見積を実施します。別紙「郵便入札にあたっての注意事項」を熟読してください。 本件は単価契約です。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・参加表明に際して

- ①単体業者

- 参加表明の際には、参加表明書に記載の添付書類③から⑦までを添付すること。

- ②共同企業体

- ・本業務を複数の者で履行する場合（例：収集運搬は A 社、肥料化は B 社）には共同企業体（構成員は何者でも構わない）として参加表明すること。
 - ・共同企業体の構成員は、すべての者が宇治市の参加資格者名簿登録を有すること。
 - ・参加表明の際には、参加表明書に記載の添付書類①から⑦までのすべてを添付すること。

- ・注意事項

- ①見積決定後、処理方法についての資料を提出し、承認を受けること。

- ②現地確認を希望する場合は、事前に東宇治浄化センターの了承を得ること。

- ③処分地の所在都道府県が県外産業廃棄物の県内搬入処理基準を設定している場合はこれを遵守すること。なお、処理処分に要する費用のすべては、委託料に含まれるものとする。

- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。

- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。

- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。

- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」は、宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）よりご確認ください。

- ・入札、契約等に係る連絡はメールで行っており、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

公募型競争見積実施要領

脱水汚泥肥料化業務委託について、公募型競争見積（以下「競争見積」という。）を実施しますので、参加希望者は、以下の事項を承知の上、別添の公募型競争見積参加表明書及び添付書類を提出してください。

1 競争見積参加業者の資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないことのほか、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 宇治市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) この要領に定める公募型競争見積参加表明書（以下「参加表明書」という。）の提出期限及び見積日において、宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (4) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 肥料取締法に基づく登録（汚泥肥料）を有すること。
- (6) 産業廃棄物処分業許可（処分地－汚泥）を有すること。
- (7) 産業廃棄物収集運搬業許可（京都府－汚泥、処分地－汚泥）を有すること。

※上記要件を満たす単体業者又はJV

2 競争見積参加方法

- (1) 所定の参加表明書にて、公募型競争見積のお知らせ（以下「お知らせ」という。）に記載されている提出期限までに郵送又は直接持参すること。郵送方法は、特定記録郵便、簡易書留郵便、書留郵便又はその他到着の確認できる送付方法のいずれかを用い、お知らせで指定する期日まで（必着）に宇治市総務・市民協働部契約課へ郵送して下さい。なお、郵送料は、入札参加希望者の負担とします。料金不足のものは受け取りません。配達日指定を用いることを推奨します。
- (2) 参加表明書には、指定された書類を添付すること。

3 競争見積参加者の選定

- (1) 参加表明書を提出した者の中から、参加表明書及び添付書類を審査し、本件の競争見積参加者の資格要件に合致する者を選定し指名する。
- (2) 競争見積参加者として指名された者には、令和8年3月5日（木）にメール等で連絡するので、見積通知書等を受け取りに来ること。
- (3) 選定されなかった者には、その旨をメール等により連絡する。非選定理由の説明を求める者には、理由を説明する。非選定理由の詳細内容について説明を求めようとする者は、当該通知日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、説明を求める内容を記載した書面を、宇治市総務・市民協働部契約課に提出しなければならない。その回答は、当該書面の提出日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

4 仕様書等に関する質疑

(1) 質疑の受付場所及び期間

- ① 受付場所 宇治市総務・市民協働部契約課
- ② 受付期間 令和8年2月13日（金）から
令和8年3月 5日（木）まで
午前8時30分から午後5時まで
（正午から午後1時までを除く。）

- (2) 質疑は文書によるものとし、質問の要旨を簡単にまとめて箇条書きにすること。なお、持参を原則とするがファックスによる送付は認める。その場合は、必ず電話にて到着の確認をすること。

- (3) 質疑に対する回答は、令和8年3月9日（月）午後1時以降、宇治市総務・市民協働部契約課にて回答書を配布する。

5 見積及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 お知らせに記載のとおり
- (2) 場所 お知らせに記載のとおり
所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

6 見積方法等

- (1) 見積書については「宇治市郵便入札の応募案内」を参照し、郵送又は持参のいずれかの方法により令和8年3月16日（月）までに提出すること。
- (2) 見積執行回数は、原則として1回を限度とする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。
- (2) 契約保証金は、免除する。

8 見積の無効

- (1) 本要領に示した見積に参加する者に必要な資格のない者及び参加表明書に虚偽の記載をした者のした見積。なお、指名されたものであっても、見積時点において本要領に示した見積に参加する者に必要な資格のない者のした見積は無効とする。
- (2) その他の事項は、宇治市物品等競争入札心得による。

9 予定価格

お知らせに記載のとおり

10 最低制限価格

本案件については、ランダム係数を用いた最低制限価格を適用する。算出方法は以下のとおりである。

- (1) 予定価格に0.7を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切り捨てる。)を最低基準価格とする。
- (2) 最低基準価格にランダム係数(電子計算機等により1.0000から1.0099の範囲内で無作為に抽出される係数)を乗じて得た額(10円未満の端数は切り捨てる。)を本案件の最低制限価格とする。

11 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低制限価格を上回る額のうち、最低の価格をもって有効な見積を行った者を落札者とする。

12 支払条件

前払は行わない。部分払についてはお知らせに記載のとおりとする。

13 消費税の扱い

お知らせに記載のとおり。

なお、本件における消費税及び地方消費税の税率は、10%を適用するので注

意すること。

14 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市業務委託契約約款、宇治市物品等競争入札心得は、宇治市総務・市民協働部契約課にて閲覧することができる。

15 その他

- (1) 契約等の手続きにおいて仕様する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 見積参加者は、宇治市物品等競争入札心得を熟読し、遵守すること。
- (3) 参加表明書及び添付資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。
- (4) 本件の見積に関する意志決定をするものが同一人の場合は、見積に参加できないので注意すること。
- (5) 見積辞退者に不利益を課すことはない。
- (6) 参加表明書及び添付書類の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出された参加表明書は返却しない。
- (8) 提出期限以降における参加表明書及び添付書類の修正及び追加は認めない。
- (9) 1から15までに定めるもののほか、宇治市財務規則及び宇治市物品等競争入札心得の定めるところによる。なお、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問い合わせ先	宇治市総務・市民協働部契約課
郵便番号	611-8501
所在地	京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所庁舎本館 3階
電話番号	0774-20-8716
FAX番号	0774-20-8778

脱水汚泥肥料化業務委託 仕様書

第1章 共通事項

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、宇治市上下水道部水管理センターの発注する「脱水汚泥肥料化業務委託」に適用する。

(業務期間)

第2条 本業務の業務期間は次のとおりとする。

契約日 から 令和9年3月31日 まで

(排出事業所)

第3条 本業務の排出事業所の所在地及び名称は次のとおりである。

所在地	宇治市木幡北島10番地
名称	東宇治浄化センター

(汚泥の性状)

第4条 本業務の対象とする汚泥は、東宇治浄化センターの汚泥処理工程で発生する脱水汚泥（以下、「汚泥」という。）であり、性状は次のとおりである。

- 1) 含水率 約82～86%
 - 2) 有機性汚泥
 - 3) 脱水工程で高分子凝集剤とポリ硫酸第二鉄を、水処理工程でポリ塩化アルミニウムを使用している。使用薬品に、特定第一種指定化学物質および第一種指定化学物質は含まれていない。
 - 4) 通常の保管において、腐敗・揮発等の変化はない。
 - 5) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障はない。
 - 6) その他、最新の分析結果は、発注者から受注者に提供する。
- 2 汚泥の性状等に変更があった場合は、発注者は速やかに受注者へ変更内容等の情報を通知する。

(委託数量)

第5条 本業務の委託数量は、汚泥850トン程度を予定している。ただし、数量に増減があっても受注者は一切の異議を申し立てないものとする。

(月間搬出处分計画)

第6条 受注者は、発注者が毎月中旬に提示する次月の月間搬出处分計画（以下、「計画」という。）に従い業務履行調整を行うものとする。提示から5日以内をめぐに、受注者が調整の結果を発注者に報告することで、次月の計画を決定するものとする。ただし、本業務委託契約締結月の計画は発注者と受注者で協議の上、決定するものとする。

- 2 決定した当該月の計画に変更の必要が生じた場合は、事前に発注者と受注者の協議の上、決定するものとする。ただし、緊急非常時には事前協議なしに発注者から計画変更を行う場合がある。

（やむを得ない事由による業務一時停止）

第7条 受注者は、やむを得ない事由で運搬または処分ができない（以下「業務一時停止」という）ことが判明した場合は、すみやかにその事由と業務一時停止期間（日時）を書面で、発注者に報告し、了解を得るものとする。なお、業務一時停止期間を延長する場合は、延長理由を記した書面にて発注者に報告し、了解を得るものとする。

ここでいう「やむを得ない事由」とは次のようなことを想定している。

ア．運搬または処分にかかる施設の運転不調や事故等のため、突発的に業務一時停止となった場合。

イ．運搬または処分にかかる施設の保守点検作業等のため業務一時停止となる場合。

ウ．その他、業務を遂行できない事態に陥り、発注者が特に認めた場合。

（諸法規の遵守）

第8条 受注者は、本業務を遂行するにあたり、関連する諸法規を遵守するものとする。

（産業廃棄物管理票の適用）

第9条 本業務は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度を適用する。

- 1) 汚泥は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項及び同法施行令第2条の産業廃棄物のうち、「汚泥（有機性汚泥）」とする。
- 2) 本業務では、電子マニフェストを使用し処分状況の確認を行うものとする。
- 3) 電子マニフェストの受渡確認票は発注者が用意する。
- 4) 電子マニフェストの「数量の確定者」は受注者とする。

（汚泥肥料の品質管理）

第10条 受注者は、契約締結の際、次に掲げる肥料化に関する書類を提出しなければならない。

- 1) 肥料取締法に基づく登録証の写し
- 2) 肥料販売業務開始届出書の写し
- 3) 肥料化設備の資料・図面（付属機器含む）

（業務委託料の請求）

第11条 業務委託料の請求については、発注者の確認を受けた当該月分の業務ごとに請求するものとする。なお、本契約金額は、収集運搬から処分完了までに必要な費用の全てを含むものである。

（書類等の提出）

第12条 受注者は、次に掲げる書類を遅滞なく提出しなければならない。

- 1) 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し (契約締結時)
- 2) 産業廃棄物処分業許可証の写し (契約締結時)
- 3) 電子マニフェストの加入者番号及び公開確認番号 (契約締結時)
- 4) 着手届 (契約締結後 5 日以内)
- 5) 現場代理人通知書 (契約締結後 5 日以内)
- 6) 主任技術者通知書・経歴書 (搬出・処分) (契約締結後 5 日以内)
- 7) 運搬車両通知書 (契約締結後 5 日以内)
- 8) 運搬経路通知書 (契約締結後 5 日以内)
- 9) 処分場承諾届 (契約締結後 5 日以内)
- 10) 業務完了届 (当該月分の業務が完了した時)
- 11) 業務出来高報告書 (当該月分の業務が完了した時)
- 12) その他特に指示するもの (随時)

(受注者の負担及び損害の補償)

第 13 条 本仕様書に定める他、下記に掲げる費用は受注者の負担とする。

- 1) 本仕様書に明記されていない軽微な事項に関する費用
- 2) 受注者が電子マニフェストを運用するために必要な費用
- 3) 排出事業所及び第三者に損害を与えた場合の補償費用
- 4) 業務遂行上必要な届出に関する費用
- 5) 受注者の責による契約解除時に本業務の履行途中にある汚泥の処理費用
- 6) 第 7 条にかかる追加費用

(再委託等の禁止)

第 14 条 本業務の履行について、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の部分について、書面により発注者の承諾を得て法令の定める委託基準に従い再委託するときは、この限りではない。

(契約の解除)

第 15 条 発注者又は受注者から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた汚泥の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の措置を講じなければならない。

(1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

受注者は、解除された後も、その汚泥に対する本契約区分に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている汚泥についての収集・運搬もしくは処分、またはその両方の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わなければならない。

(2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の汚泥を発注者の費用をもって当該汚泥を引き取

ることを要求することができる。

(その他)

第16条 搬出作業が、排出事業所内での工事等と競合する場合は、発注者の指示に従い、作業の円滑を期すものとする。

2 本仕様書の内容に変更の必要が生じた場合は、発注者と受注者で協議するものとする。

第2章 収集運搬業務区分

(業務概要)

第17条 本業務は、東宇治浄化センターで発生する汚泥を積み込み、搬出場所へ運搬するものである。

(産業廃棄物収集運搬業の許可)

第18条 本業務の遂行には、契約時に有効な京都府及び搬出先府県市の産業廃棄物収集運搬業の許可(事業の範囲に「汚泥」を含む)を受けているものとする。なお、業務期間内に有効期間が切れる場合は、業務期間完了日まで有効な許可を受け、速やかに許可証の写しを発注者に提出するものとする。

(荷姿及び運搬車両)

第19条 汚泥の荷姿はバラである。

運搬車両はコンテナ又はダンプトラック仕様とし、詳細は次のとおりとする。

- 1) 呼称10tの車両で、最大積載重量9t以上。
- 2) 道路運送車両法に定める検査に適合し、検査後改造していない車両。
- 3) 落下及び飛散による汚泥の流出防止(固形分・水分は問わず)並びに臭気対策のため荷台部は次の要件を満たすものとする。
 - ア. 天蓋・パワーシート等で荷台全部を覆うことが可能。
 - イ. 天蓋等の開閉扉の戸当たり部や後部ゲート部はゴムシート等で完全密閉が可能。

(収集・運搬過程における積み替え保管)

第20条 本業務では汚泥をコンテナにて運搬する場合で、かつコンテナごと別の車両へ積み替える場合のみ積み替えを行うことができるものとする。

2 積み替えを行う場合は積み替え場所ごとに許可証(写し)を提出するものとする。

(搬出場所)

第21条 汚泥の搬出場所は次のとおりである。

所在地 _____ 別紙2のとおり _____

処分地名 称 ----- 別紙 2 のとおり -----

(作業内容)

第 2 2 条 本業務は、第 6 条の計画により指定された日時に、排出事業所内の貯留設備に貯留されている汚泥を積み込み、運搬するものである。

- 2 貯留設備での駐車については、発注者が誘導を行わないため、周辺設備に十分注意し、接触事故が起きないように努めることとする。
- 3 排出事業所内での事故については受注者の責にて処理を行うこととする。
- 4 貯留設備の操作は発注者が行うものとするが、積み込み作業には十分注意し、事故のないように努めることとする。
- 5 積み込み作業後は、周囲の清掃を行い、汚泥の散乱及び悪臭の防止に努めることとする。
- 6 運搬に際しては、道路交通法・産業廃棄物運搬基準等、関連諸法規を遵守すると共に、汚泥の飛散・落下を防止するため、適切な処置を施すものとする。万一汚泥の落下等により道路・施設を汚した場合は、直ちに清掃消臭作業を行うこととする。

(搬出作業条件)

第 2 3 条 本業務を遂行するにあたり、以下の項目を遵守するものとする。

- 1) 搬出場所までの運搬経路を提出し、発注者の承認を受けることとする。運搬経路に変更が生じた場合は速やかに発注者へ報告する。
- 2) 搬出量の計量は、運搬ごとに一般計量事業所にて汚泥の重量を計量し、委託料請求時に計量証明書（計量伝票）を発注者に提出するものとする。
- 3) 運搬終了後、電子マニフェストにて運搬終了報告をするものとする。

(汚泥の運搬に関する責任)

第 2 4 条 受注者は、汚泥の積み込み開始から運搬の最終目的地の所在地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に収集・運搬しなければならない。

- 2 業務の過程において、発注者に起因する損害が発生した場合、発注者において賠償し、受注者に負担させない。

第 3 章 肥料化業務区分

(業務概要)

第 2 5 条 本業務は、東宇治浄化センターより搬出された汚泥を、肥料化処理するものである。

(産業廃棄物処分業の許可)

第 2 6 条 本業務の遂行には、契約時に有効な処分場所所在地の府県市の産業廃棄物処分業の許可（業務の区分に「汚泥」を含む）を受けているものとする。なお、業務期間内

に有効期間が切れる場合は、業務期間完了日まで有効な許可を受け、速やかに許可証の写しを発注者に提出することとする。

(収集・運搬)

第27条 本業務にかかる処分場所への運搬は、京都府及び搬出先府県市の産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた下記の業者が当たるものとする。

収集・運搬業者住所 _____ 別紙1のとおり

収集・運搬業者名称 _____ 別紙1のとおり

(汚泥の処理に関する責任)

第28条 受注者は、汚泥の搬入に関する必要な手続きを完了した時から、処理の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。なお、処理終了後に、電子マニフェストにて処理終了報告をするものとする。

- 2 処理の過程において、発注者に起因する損害が発生した場合、発注者において賠償し、受注者に負担させない。

第4章 特記事項

(脱水汚泥肥料化業務委託契約にかかる業務履行区分)

第29条 脱水汚泥肥料化業務委託契約を締結するにおいて、下記の業務履行区分を厳守するものとする。

1) 収集運搬業務区分履行者

所在地 _____ 別紙1のとおり

名 称 _____ 別紙1のとおり

2) 肥料化業務区分履行者

所在地 _____ 別紙2のとおり

名 称 _____ 別紙2のとおり

脱水汚泥肥料化業務委託

収集運搬業務区分履行者

本様式に産業廃棄物収集運搬業許可証（写し）を添付すること。

名 称	
所 在 地	
電話番号	
F A X	

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称



代表者氏名



脱水汚泥肥料化業務委託

肥料化業務区分履行者

本様式に産業廃棄物処分業許可証（写し）を添付すること。

処分地名称	
所在地	
処理能力	
電話番号	
F A X	

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称



代表者氏名

